

Ⅲ

労働基準法（妊産婦等）のポイント

男女同一賃金の原則（第4条）	P.60 参照
<ul style="list-style-type: none">賃金について、女性であることを理由とした男性との差別的取扱いを禁止しています。	
産前産後休業その他の母性保護措置	P.60～61 参照
妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限（第64条の3）	
<ul style="list-style-type: none">妊産婦を妊娠、出産、哺育などに有害な一定の業務に就かせることを制限しています。この規定は、厚生労働省令で定めた妊産婦以外の女性についても準用されます。	
産前産後休業等（第65条）	
<ul style="list-style-type: none">産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の休業について女性が請求した場合及び産後8週間については原則として就業を制限しています。また妊娠中の女性が請求した場合には軽易な業務への転換が必要です。	
妊産婦に対する変形労働時間制の適用及び時間外・休日労働、深夜業の制限（第66条）	
<ul style="list-style-type: none">妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用並びに時間外労働、休日労働及び深夜業を制限しています。	
育児時間（第67条）	
<ul style="list-style-type: none">生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。	
坑内労働の就業制限等女性労働者に対する措置	P.60～62 参照
坑内業務の就業制限（第64条の2）	
<ul style="list-style-type: none">妊婦及び産婦（申し出た者に限る）は、全ての坑内業務、妊産婦以外の女性は一定の坑内業務について、女性の就業を制限しています。	
生理日の就業が困難な女性に対する措置（第68条）	
<ul style="list-style-type: none">生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合には、生理日の就業を制限しています。	